

佐久市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編 令和4年度改訂版)

令和5年3月



目次

1 計画の基本的事項

(1) 計画改訂の背景	1
(2) 計画の目的.....	1
(3) 計画の対象範囲	2
(4) 計画の対象とする温室効果ガス	2
(5) 計画の期間.....	2
(6) 上位計画や関連計画との位置付け	3

2 基準年度における温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度	4
(2) 温室効果ガス排出量の算定方法	4
(3) 基準年度における温室効果ガス総排出状況	4
(4) 令和3年度（現状値）における温室効果ガス総排出状況.....	5

3 温室効果ガス総排出量の削減目標

(1) 「実行計画（事務事業編）」の削減目標.....	7
(2) 国の地球温暖化対策計画（中期目標年度）に準拠した削減目標.....	7
(3) 関連する持続可能な開発目標（SDGs）	9

4 削減目標達成に向けた取組

(1) 削減目標達成に向けた5つの取組宣言.....	10
(2) 事務局の取組.....	12
(3) 削減目標達成までのロードマップ	13

5 計画の推進

(1) 推進体制	14
(2) 進行管理	15
(3) 公表.....	15

参考資料

計画目標達成に向けた令和3年度（現状値）からの削減量	参考－ 1
用語解説.....	参考－ 2
（本文中*印をつけた用語は「用語解説」に説明があります。）	
対象組織一覧表.....	参考－ 5
対象施設一覧表.....	参考－ 8
計画の改訂履歴.....	参考－ 16

1

計画の基本的事項

(1) 計画改訂の趣旨

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガス*を削減するため、平成 21 年（2009 年）2 月に「佐久市地球温暖化対策実行計画」を策定し、京都議定書*の目標に鑑みて削減目標を定めました。その後、平成 26 年（2014 年）2 月に、エネルギー施策と地球温暖化対策を統合した「佐久市環境エネルギー重点プラン」へ「佐久市地球温暖化対策実行計画」を併記し、目標の見直しを行いました。

平成 30 年には、温室効果ガスの削減ビジョンを全庁が共有し、ビジョン達成に向けて組織的かつ具体的に取り組んでいくため「佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「前計画」という。）を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

前計画の計画期間中に、地球温暖化*に対する国や県などの政策は大きく変化しており、2050 年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応に向けた新たな政策を打ち出しています。

本市においても、近年最高気温が頻繁に更新されていることや、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風のような気象災害が今後増加すると予想されていることなど、市民生活が脅かされていることから、令和 2 年 10 月に、「佐久市気候非常事態宣言」を行い、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、その実現に向けた取組を推進することとしました。

このような背景を踏まえ、改訂された国の地球温暖化対策計画*や、第二次佐久市環境基本計画と整合を図り、新たな削減目標や施策を定め、更なる温室効果ガスの削減の取組を推進するために本計画を改訂するものです。

(2) 計画の目的

「佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画（事務事業編）」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」（以下「温対法」という。）に基づき、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

(3) 計画の対象範囲

「実行計画（事務事業編）」は、本市のすべての事務事業を対象とします。

対象範囲とする組織や施設（指定管理施設を含む）は、参考資料「対象施設一覧表」のとおりです。

(4) 計画の対象とする温室効果ガス

「実行計画（事務事業編）」で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において7種類ありますが、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）については、事務事業に伴う排出がないため、計画の算定対象外とします。

対象とする 温室効果ガス	① 二酸化炭素（CO ₂ ）燃料の燃焼、電気の使用等に伴い発生する。 ② メタン（CH ₄ ）燃料の燃焼、自動車の走行、下水処理等に伴い発生する。 ③ 一酸化二窒素（N ₂ O）燃料の燃焼、自動車の走行等に伴い発生する。 ④ ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）カーエアコンの使用時等に発生する。
-----------------	---

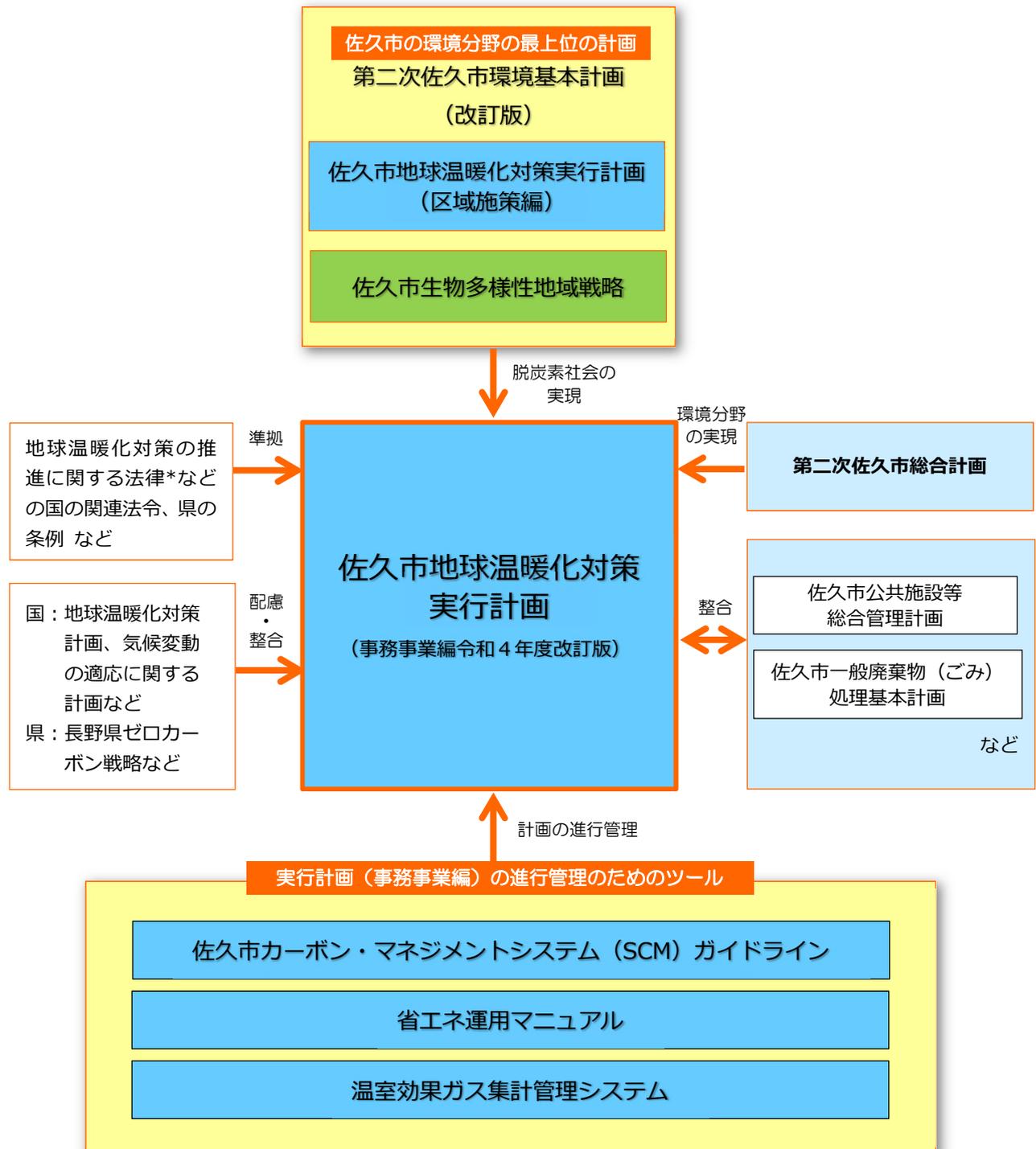
(5) 計画の期間

「実行計画（事務事業編）」の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

(6) 上位計画や関連計画との位置付け

「実行計画（事務事業編）」は、「温対法」に基づき策定したものであり、「第二次佐久市環境基本計画（改訂版）」に掲げる脱炭素社会*の実現に係る施策等を具体化するための計画です。



2

基準年度における温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度

国の地球温暖化対策計画と整合を図り、基準年度は平成 25 年度（2013 年度）とします。

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

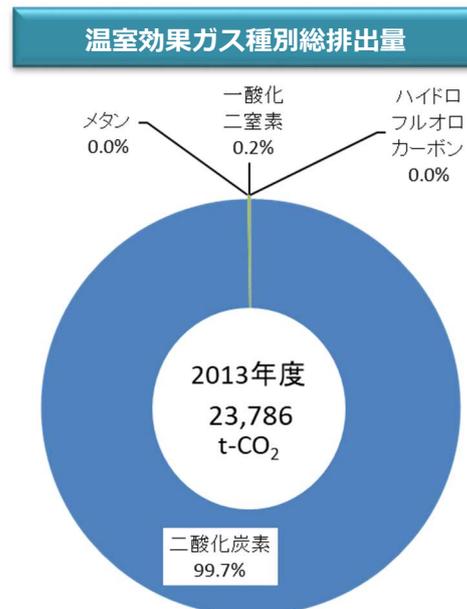
ガス種類別の温室効果ガス排出量は、該当する活動区分について、温対法施行令第 3 条に基づき、原則として「活動量」に「排出係数」を乗じて算定します。

また、温室効果ガス総排出量は、上記で得られた排出量に「地球温暖化係数」を乗じて算定します。

(3) 基準年度における温室効果ガス総排出量

市の事務事業から排出される基準年度平成 25 年度（2013 年度）の温室効果ガス総排出量は、24,278t-CO₂です。

温室効果ガス種別では、二酸化炭素（CO₂）が総排出量の 99.7%を占めています。

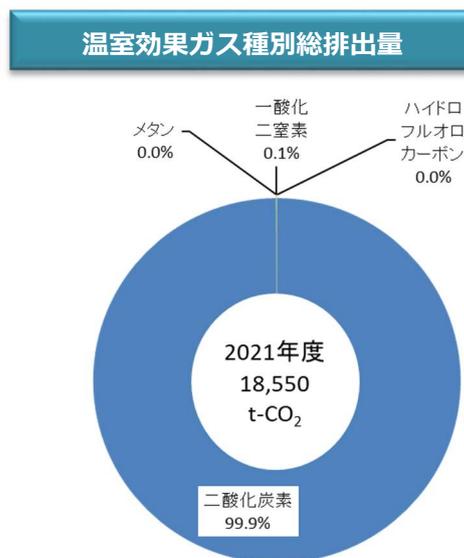


※小数点以下の四捨五入の関係により、項目の合計値が 100% とならない項目があります。

(4) 令和3年度（現状値）における温室効果ガス総排出量

市の事務事業から排出される令和3年度（2021年度）の温室効果ガス総排出量は、18,550t-CO₂です。

温室効果ガス種別では、二酸化炭素（CO₂）が総排出量の99.9%を占めています。

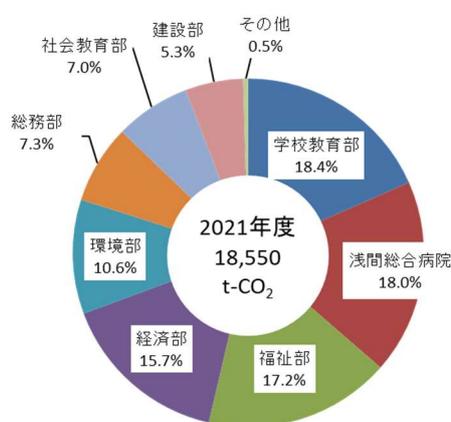


※小数点以下の四捨五入の関係により、項目の合計値が100%とまらない項目があります。

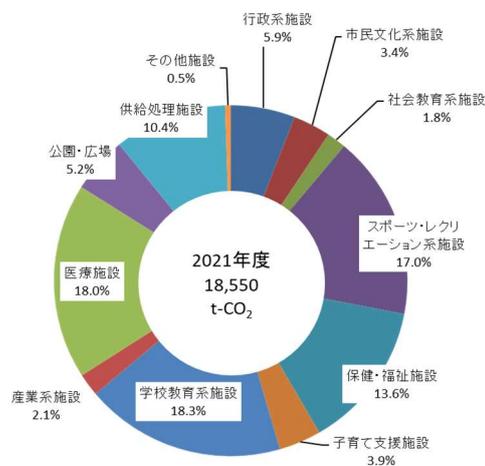
部局別では、学校教育部が最も多く総排出量の18.4%を占め、次いで浅間総合病院18.0%、福祉部17.2%となっています。

また、施設類型別では、学校教育系施設が総排出量の18.3%を占め、次いで医療施設18.0%、スポーツ・レクリエーション系施設17.0%となっています。

部局別温室効果ガス総排出量



施設類型別温室効果ガス総排出量

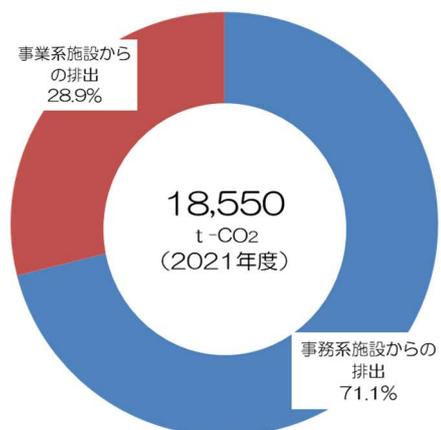


※小数点以下の四捨五入の関係により、項目の合計値が100%とまらない項目があります。

なお、本市では病院事業や簡易水道事業、公共下水道事業等を行っています。

これらの事業に伴う総排出量は、総排出量の28.9%を占めています。

事業系施設からの温室効果ガス総排出量



3

温室効果ガス総排出量の削減目標

(1) 「実行計画（事務事業編）」の削減目標

「実行計画（事務事業編）」の計画目標年度（令和9年度）までの温室効果ガス総排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

市の事務事業からの総排出量を

令和9年度までに、平成25年度比で約44%削減

施設区分ごとの削減目標は、令和9年度までに平成25年度比で、
事務系施設で約51%削減、事業系施設で約28%削減

(2) 長野県の第6次長野県職員率先実行計画に準拠した削減目標

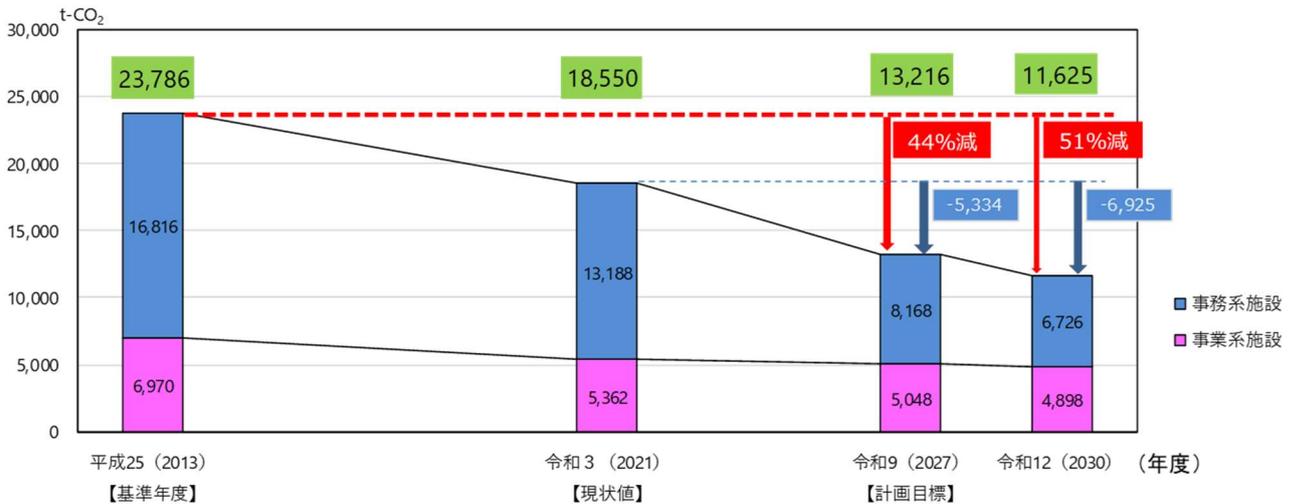
令和12年度（2030年度）における削減目標を、長野県の第6次長野県職員率先実行計画における計画最終年度（令和12年度）削減目標に準拠し、以下のとおりとします。

市の事務事業からの総排出量を

令和12年度までに、平成25年度比で約51%削減

施設区分ごとの削減目標は、令和9年度までに平成25年度比で、
事務系施設で約60%削減、事業系施設で約30%削減

温室効果ガス総排出量の削減目標



温室効果ガス総排出量の削減目標の設定について

本計画では、本市の全ての事務事業を対象としており、庁舎等におけるエネルギー消費の他に、市民の日常生活の維持に必要不可欠な病院事業や上下水道事業等、排出される温室効果ガスが、市民生活や経済活動に応じて増減するなど、温室効果ガス削減に向けた市の取組の効果を直接的に評価することが難しい事務事業が含まれます。

そのため、削減目標の設定に当たっては、「事務系施設からの総排出量」と「事業系施設からの総排出量」に区分しました。

「事務系施設からの総排出量」の削減については、長野県の「第6次長野県職員率先実行計画」の削減目標に準拠し令和12年度（2030年度）において、平成25年度（2013年度）比で、約60%削減と設定しました。

また、「事業系施設からの総排出量」の削減については、省エネ法の中期的努力目標を準用し、令和3年度（2021年度）を基準に、対前年比で年1%ずつ温室効果ガス排出量の削減を目指すものとし、令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で約29%削減と設定しました。

単位：t-CO₂

項目	平成25年度 (基準年度)	令和9年度 (計画目標)	令和12年度
事務系施設からの排出量	16,816	8,168	6,726
		▲51%	▲60%
事業系施設からの総排出量	6,970	5,048	4,898
		▲28%	▲30%
全体の総排出量	23,786	13,216	11,625
		▲44%	▲51%

※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と項目の合計値が一致しない年度があります。

(詳細は、参考資料を参照)

(3) 関連する持続可能な開発目標 (SDGs*)

「実行計画 (事務事業編)」の実施が本市の社会・経済など、複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、以下に関連する SDGs を標記します。

標記した SDGs は、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、「実行計画 (事務事業編)」をはじめとする本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。



4

削減目標達成に向けた取組

(1) 削減目標達成に向けた5つの取組宣言

「実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、私たち佐久市職員は、以下の取組を実行することを宣言します。

職員全員が COOL CHOICE* を実践します。

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行するには常に環境に配慮した賢い選択を心掛け、事務事業の省エネ*に努めます。

● 職員の COOL CHOICE の取組

項目	取組内容の例
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設定温度・湿度の適正化 ・使用されていない部屋の空調停止
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明を利用していない場所の消灯 ・照明を利用していない時間帯の消灯
OA 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・OA 機器の休日、夜間の通電停止
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・2 UP 3 DOWN*運動の実施
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ*の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ通勤の実施 ・テレワークの実施 ・クールビズ・ウォームビズの実施 ・両面印刷、集約印刷の徹底

設置されている設備機器を効率よく運用します。

施設を管理する所管課等は、保有の設備機器について定期的な保守・管理を実行するとともに、効率良く使用することで消費エネルギーの削減に努めます。

● 設備機器の保守・管理の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却水の水質管理 ・冷却塔充てん剤の補充 ・冷却塔熱交換器のスケール除去
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃 ・冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具等の清掃 ・照明器具の定期的な保守及び点検

● 設備機器の運用改善の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水出口温度の適正化 ・熱源機の停止時間の電源遮断
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 ・空調設定温度・湿度の適正化 ・全熱交換器*の活用
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯温度の適正化
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・点灯時間の適正化
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・排出係数の低い電気事業者との受電契約 ・省エネ診断*や CO₂ 削減診断等の受診による運用改善 ・エコチューニング*事業の活用による運用改善

施設・設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択します。

公共施設を新築する際にはZEB*化を検討するとともに、施設の改修や設備の更新時には、エネルギー使用量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較し、環境省のL2-Tech*認証制度により認定された設備機器を導入するなど、温室効果ガスの総排出量削減につながる効率的な設備機器等の優先的な導入に努め、エネルギー消費性能の向上を図ります。

また、佐久市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の利用状況や老朽度を把握しながら、維持管理・更新・新設などのあり方について、全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営を実施していきます。

● 施設・設備機器の更新の取組

項目	取組内容の例
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用コージェネレーション*など、エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ・ポンプ台数制御システムの導入
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調対象範囲の細分化 ・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明対象範囲の細分化 ・LED照明など高効率ランプへの更新
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・高断熱ガラス・二重サッシの導入 ・屋上緑化*、壁面緑化*の推進 ・全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営の実施 ・新築施設のZEB化を検討
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の電気自動車、燃料電池自動車の導入
再生可能エネルギー*	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光や太陽熱、小水力、地中熱等の導入

物品等を調達する際は、環境に配慮したものを選択します。

物品や役務を調達する際には、国の調達方針やグリーン購入*ガイドラインに適合した物品、電力、ZEV(ゼロ・エミッション・ヴィークル)*等の優先的な導入に努めます。

再生可能エネルギー*の導入を推進します。

公共施設には、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電*等の再生可能エネルギーを導入します。また、再生可能エネルギーや、コージェネレーションシステム、電気自動車 (EV)、蓄電池等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。

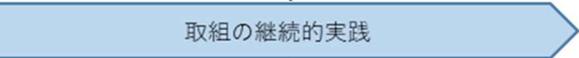
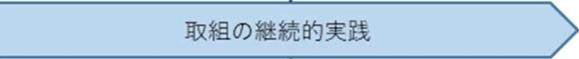
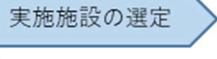
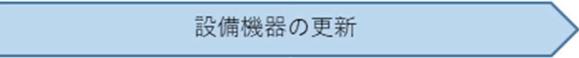
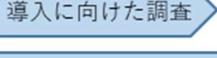
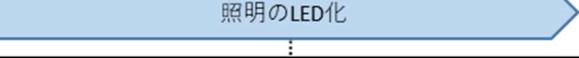
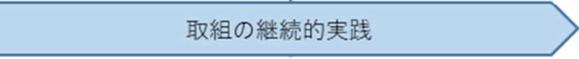
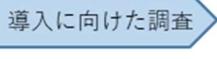
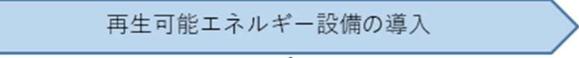
(2) 事務局の取組

事務局は、削減目標やその取組の進行管理を行い、各部署・施設が円滑、かつ確実に地球温暖化対策を推進できるように支援します。

● 事務局の取組

項目	取組内容の例
意識啓発・高揚	<ul style="list-style-type: none">・「実行計画（事務事業編）」等の周知徹底・職員の地球温暖化対策への意識の啓発及び高揚・佐久市カーボン・マネジメントシステム（SCM）ガイドラインによる計画の進行管理
情報収集 情報提供	<ul style="list-style-type: none">・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等に関する情報収集及び情報提供・省エネ診断や CO₂ 削減診断等に関する情報収集及び情報提供・ESCO 事業*やエコチューニング等に関する情報収集及び情報提供
進行管理	<ul style="list-style-type: none">・各施設等のエネルギーデータに基づいて温室効果ガス排出量の算定、各種報告・各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援
情報公開	<ul style="list-style-type: none">・毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表

(3) 削減目標達成までのロードマップ

取組方針・取組内容	令和9年度までの取組	令和12年度までの取組
<p>●職員全員がCOOL CHOICEを実践します</p> <p>・COOL CHOICEの実践</p>		
<p>●設置されている設備機器を効率よく運用します。</p> <p>・設備機器の保守・管理の実施</p> <p>・設備機器の運用改善の実施</p> <p>省エネ診断の実施</p>	   	
<p>●設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択します。</p> <p>・設備機器の更新</p> <p>・新築施設のZEB化検討</p> <p>・照明のLED化</p>	   	
<p>●物品を調達する際は、環境に配慮したものを選択します。</p> <p>・排出係数の低い電力の調達</p>		
<p>●再生可能エネルギーの導入を推進します。</p> <p>・再生可能エネルギーの導入</p>	 	

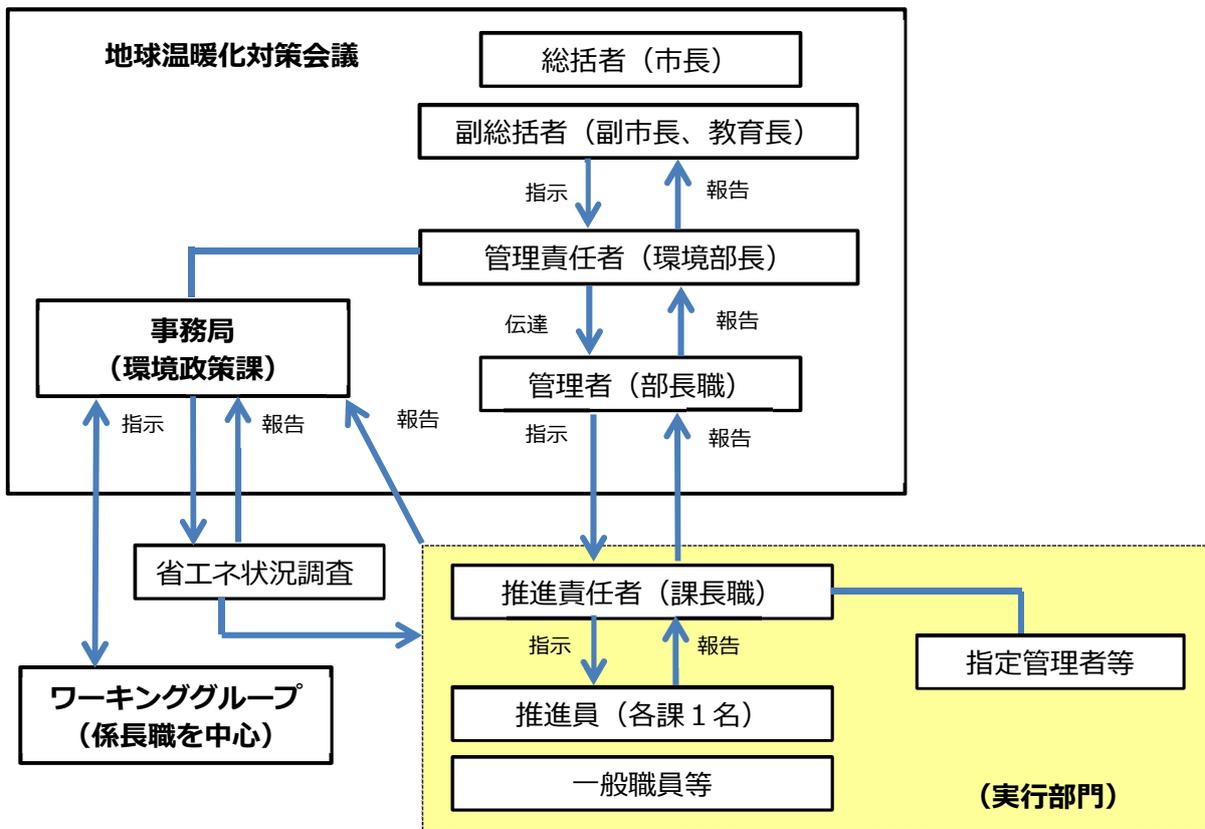
5

計画の推進

「実行計画（事務事業編）」の推進及び進行管理は、「佐久市カーボン・マネジメントシステム（SCM）ガイドライン」に定められる手順に則って実施します。

（1）推進体制

「実行計画（事務事業編）」は、次の体制で実施します。



「総括者」である市長、副総括者である副市長、教育長のもと、「地球温暖化対策会議」をもって取組を推進していきます。

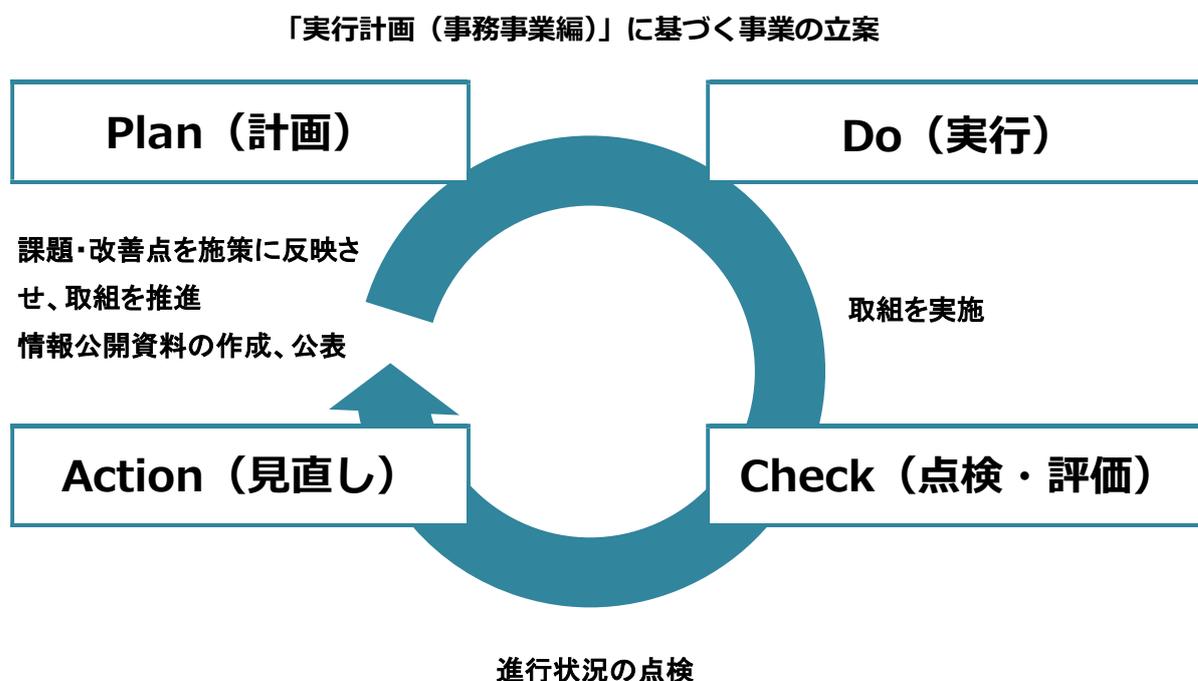
「地球温暖化対策会議」は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取組や施策の調整と進行管理を行い、「総括者」に報告します。「総括者」はそれらの結果を総括し、更なる取組へとつなげていきます。

また、「事務局」は、各課、各施設の温室効果ガス総排出量や取組結果をとりまとめ、年度の取組結果を公表していきます。

さらに、係長を中心としたワーキンググループを適宜開催し、情報共有、新たな取組・事業推進について調査、検討を行います。

(2) 進行管理

「実行計画（事務事業編）」を着実に推進し、実効性のあるものとするため、次のとおり、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行います。



Check（点検・評価）においては、年度ごとに各課、各施設から提出されるエネルギー使用量のデータに基づき、事務局（環境政策課）が計画の進行状況等を点検・評価し、Action（見直し）で実績及び課題等と併せて公表します。さらに実績及び課題等の評価をふまえた改善案を次のPlan（計画策定）へ盛り込み、継続的に改善を図ることで、温室効果ガス総排出量の削減目標の実現に努めます。

(3) 公表

「実行計画（事務事業編）」の毎年度の取組状況は、市のホームページ等で公表します。

參考資料

●削減目標達成に向けた令和3年度（現状値）からの削減量

取組	計画目標年度 令和9年度（2022年度）までの 削減量	令和12年度（2030年度）までの 削減量
<ul style="list-style-type: none"> 職員全員による COOL CHOICE の実践、設備機器の効率的な運用 	449.0 t-CO ₂	584.0 t-CO ₂
<ul style="list-style-type: none"> LED 照明への更新や設備の省エネ更新 	952.3 t-CO ₂	1,236.6 t-CO ₂
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入 太陽光発電設備の導入、その他再エネ検討 	462.3 t-CO ₂	602.6 t-CO ₂
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の見直し（施設の廃止や民間活用）、ZEB 化検討 	1,753.2 t-CO ₂	2,256.5 t-CO ₂
<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した物品や排出係数の低い電力の調達 グリーン購入の推進や ZEV 導入の検討 排出係数を考慮した電力の競争入札の実施 	1,717.1 t-CO ₂	2,245.5 t-CO ₂
合計	5,333.9 t-CO ₂	6,925.2 t-CO ₂

●用語解説

本文中に*印がある用語について解説
しています。

【あ行】

エコチューニング

業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。

例えば、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

屋上緑化・壁面緑化

ヒートアイランド現象の対策。建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁殖させることを「グリーンカーテン」と呼ぶ。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

京都議定書

平成9年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された議定書。平成17年2月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達の促進を定める、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が制定されている。

コージェネレーション

熱電供給システムともいう。ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排出ガスの排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなうエネルギーの効率的運用システムのこと。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

省エネ（省エネルギー）

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

省エネ診断

事業所等に省エネの専門家が訪問し、エネルギーの使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な指導を行うもの。

全熱交換器

換気の際に、冷暖房により調整された温度・湿度をあまり損なうことなく、外気と交換することができる装置。

【た行】

太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

【英数】

COOL CHOICE

脱炭素社会の実現のために、日本が世界に誇る省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、脱炭素に向けたアクションを実践するというライフスタイルの「選択」を促す取組

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

ESCO 事業

省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO 事業導入による省エネルギー効果（光熱水費の削減分）を ESCO 事業者が保証し、これが実現されなかった場合は、顧客が被る損失を ESCO 事業者が補填する契約を結ぶことが特徴

L2-Tech

エネルギー消費量削減、二酸化炭素（CO₂）排出量削減のための先導的な要素技術、または、それらが適用された設備、機器等のうち、エネルギー起源 CO₂の排出削減に最大の効果をもたらすもの。

SDGs

「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、先進国も取り組む2016年から2030年までの国際目標のこと。

持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール、目標を定めており、その実施指針では地方自治体の計画等の策定、改訂時にはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されており、本計画ではその17の目標のうち、関連する6つの目標を示している。

ZEB

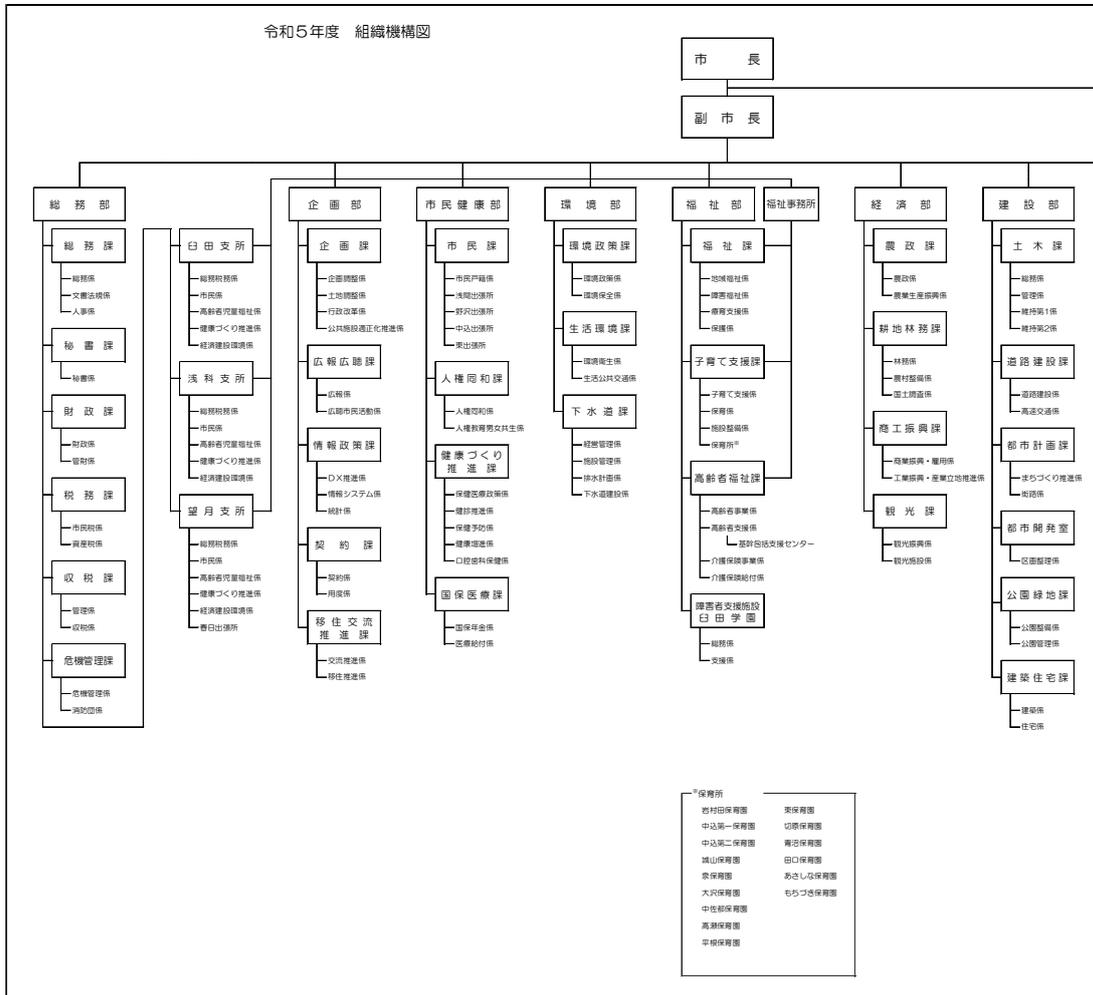
Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

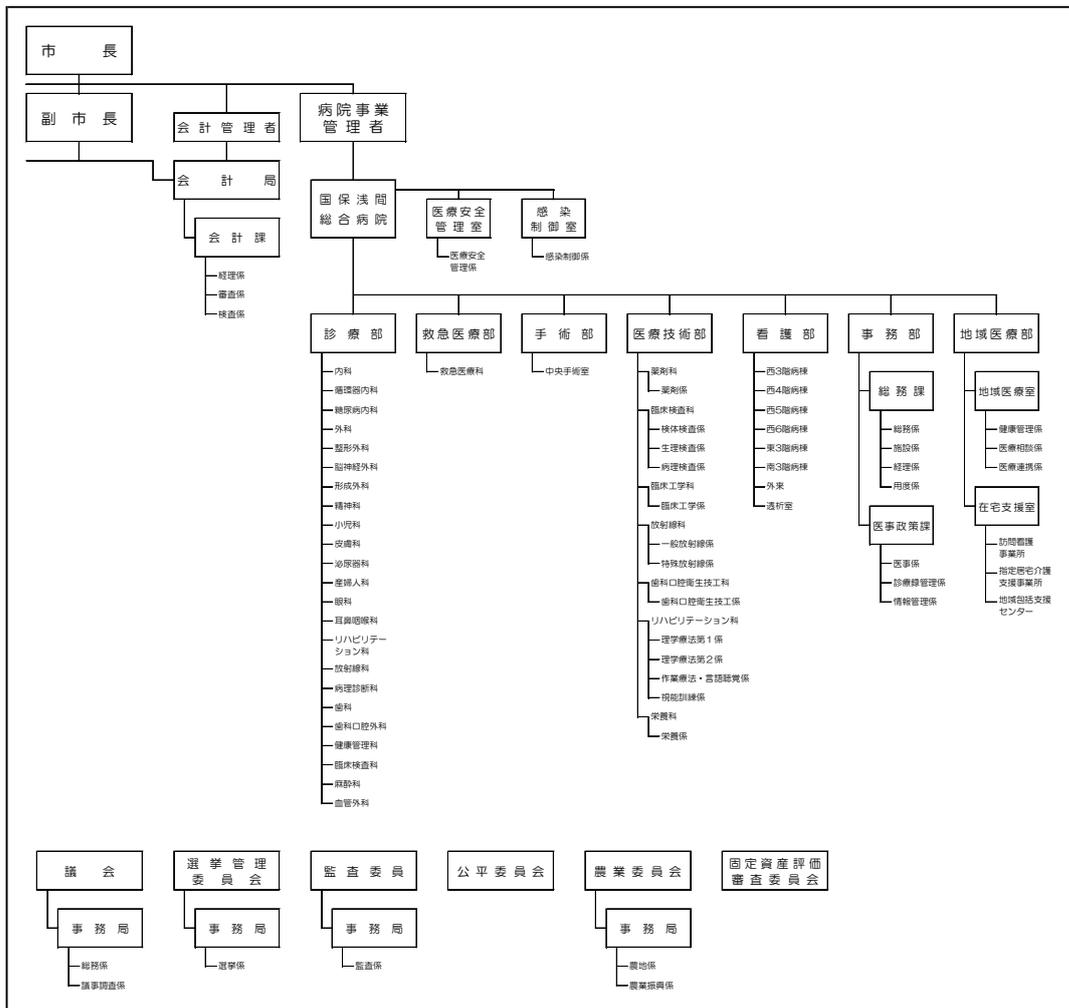
ZEBの判断基準により『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4段階に区分されている。

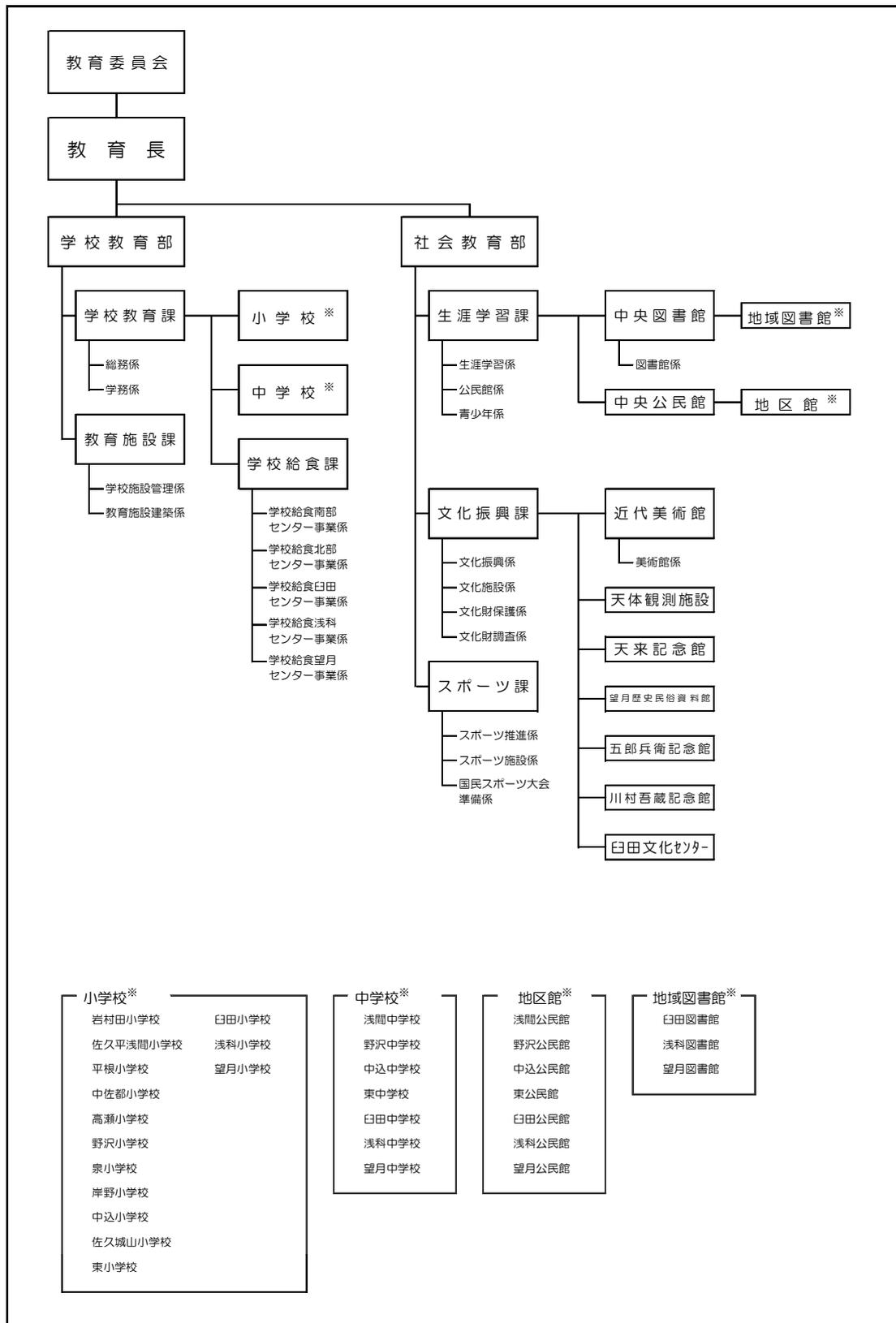
2UP 3DOWN

エレベーターを利用する際に、2階上がったたり（=2UP）3階下りたり（=3DOWN）する程度であれば、エレベーターでなく階段を利用する省エネルギーの方法

●対象組織一覧表（令和5年度）







- 小学校***
- 岩村田小学校
 - 臼田小学校
 - 佐久平浅間小学校
 - 浅科小学校
 - 平根小学校
 - 望月小学校
 - 中佐都小学校
 - 高瀬小学校
 - 野沢小学校
 - 泉小学校
 - 岸野小学校
 - 中込小学校
 - 佐久城山小学校
 - 東小学校

- 中学校***
- 浅間中学校
 - 野沢中学校
 - 中込中学校
 - 東中学校
 - 臼田中学校
 - 浅科中学校
 - 望月中学校

- 地区館***
- 浅間公民館
 - 野沢公民館
 - 中込公民館
 - 東公民館
 - 臼田公民館
 - 浅科公民館
 - 望月公民館

- 地域図書館***
- 臼田図書館
 - 浅科図書館
 - 望月図書館

●対象施設一覧表（令和5年（2023年）3月末現在）

番号	施設名称	施設所管課	
1	本庁舎（議会棟舎）	総務部	財政課
2	南棟	総務部	財政課
3	旧春日小学校	総務部	財政課
4	消防団詰所等施設	総務部	危機管理課
5	臼田支所庁舎	総務部	臼田支所
6	馬坂簡易給水施設	総務部	臼田支所
7	広川原簡易給水施設	総務部	臼田支所
8	本久保簡易給水施設	総務部	臼田支所
9	赤谷簡易給水施設	総務部	臼田支所
10	臼田第1霊園	総務部	臼田支所
11	臼田第2霊園	総務部	臼田支所
12	つらなし最終処分場跡地	総務部	臼田支所
13	堆肥製産センター	総務部	臼田支所
14	臼田駅前広場	総務部	臼田支所
15	臼田健康活動サポートセンター	総務部	臼田支所
16	浅科支所庁舎	総務部	浅科支所
17	浅科福祉センター	総務部	浅科支所
18	浅科診療所	総務部	浅科支所
19	矢島地区地域再生施設	総務部	浅科支所
20	浅科女性研修センターふるさとの味創造館	総務部	浅科支所
21	浅科生きがい活動支援センター【廃止】	総務部	浅科支所
21	望月支所庁舎	総務部	望月支所
22	御鹿の郷地域ふれあいセンター	総務部	望月支所
23	桜ヶ丘地域ふれあいセンター	総務部	望月支所
24	布施地域コミュニティセンター	総務部	望月支所
25	富貴の平水道施設	総務部	望月支所
26	望月の郷水道施設	総務部	望月支所
27	望月土づくりセンター	総務部	望月支所
28	観音峯活性化センター	総務部	望月支所
29	望月麦・大豆等生産振興センター兼望月農産物 加工処理施設（女性研修センター）	総務部	望月支所

番号	施設名称	施設所管課	
30	佐久クラインガルテン望月	総務部	望月支所
31	中込出張所	市民健康部	市民課
32	中央隣保館	市民健康部	人権同和課
33	大和町同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
34	野沢同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
35	住吉同和教育集会所	市民健康部	人権同和課
36	上原同和教育集会所	市民健康部	人権同和課
37	望月人権文化センター	市民健康部	人権同和課
38	内山同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
39	上平尾同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
40	常和同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
41	香坂同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
42	岸野同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
43	下越同和教育集会所	市民健康部	人権同和課
44	上原南コミュニティセンター	市民健康部	人権同和課
45	協東同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
46	小平同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
47	古道同和对策集会所	市民健康部	人権同和課
48	鶴沼コミュニティセンター	市民健康部	人権同和課
49	浅科人権文化センター	市民健康部	人権同和課
50	浅科保健センター	市民健康部	健康づくり推進課
51	佐久市保健センター	市民健康部	健康づくり推進課
52	臼田保健センター	市民健康部	健康づくり推進課
53	口腔歯科保健センター	市民健康部	健康づくり推進課
54	岩村田共同作業センター	福祉部	福祉課
55	野沢共同作業センター	福祉部	福祉課
56	ワークハウス牧	福祉部	福祉課
57	浅科ふれあいホーム	福祉部	福祉課
58	佐久市療育支援センター	福祉部	福祉課
59	中込共同作業センター	福祉部	福祉課
60	望月ひまわり共同センター	福祉部	福祉課
61	グループホームしおなだ	福祉部	福祉課
62	子ども未来館	福祉部	子育て支援課
63	つどいの広場	福祉部	子育て支援課

番号	施設名称	施設所管課	
64	野沢児童館	福祉部	子育て支援課
65	岩村田児童館	福祉部	子育て支援課
66	中込児童館	福祉部	子育て支援課
67	東児童館	福祉部	子育て支援課
68	佐久城山児童館	福祉部	子育て支援課
69	中佐都児童館	福祉部	子育て支援課
70	岸野児童館	福祉部	子育て支援課
71	平根児童館	福祉部	子育て支援課
72	高瀬児童館	福祉部	子育て支援課
73	泉児童館	福祉部	子育て支援課
74	切原児童館	福祉部	子育て支援課
75	小田井児童館	福祉部	子育て支援課
76	佐久平浅間児童館	福祉部	子育て支援課
77	臼田児童館	福祉部	子育て支援課
78	青沼児童館	福祉部	子育て支援課
79	あさしな児童館	福祉部	子育て支援課
80	田口児童館	福祉部	子育て支援課
81	望月児童館	福祉部	子育て支援課
82	下越児童館	福祉部	子育て支援課
83	岩村田保育園	福祉部	子育て支援課
84	中込第一保育園	福祉部	子育て支援課
85	中込第二保育園	福祉部	子育て支援課
86	城山保育園	福祉部	子育て支援課
87	泉保育園	福祉部	子育て支援課
88	大沢保育園	福祉部	子育て支援課
89	中佐都保育園	福祉部	子育て支援課
90	高瀬保育園	福祉部	子育て支援課
91	平根保育園	福祉部	子育て支援課
92	東保育園	福祉部	子育て支援課
93	切原保育園	福祉部	子育て支援課
94	青沼保育園	福祉部	子育て支援課
95	田口保育園	福祉部	子育て支援課
96	あさしな保育園	福祉部	子育て支援課
97	もちづき保育園	福祉部	子育て支援課

番号	施設名称	施設所管課	
98	シルバーランドみつい	福祉部	高齢者福祉課
99	シルバーランドきしの	福祉部	高齢者福祉課
100	あいとびあ臼田デイサービスセンター	福祉部	高齢者福祉課
101	浅科デイサービスセンター	福祉部	高齢者福祉課
102	望月総合支援センター	福祉部	高齢者福祉課
103	望月生きがいセンター	福祉部	高齢者福祉課
104	望月老人福祉センター	福祉部	高齢者福祉課
104	望月デイサービスセンター駒	福祉部	高齢者福祉課
105	春日交流センター	福祉部	高齢者福祉課
106	あいとびあ臼田	福祉部	高齢者福祉課
106	結いの家	福祉部	高齢者福祉課
107	サングリモ中込シルバーサロン	福祉部	高齢者福祉課
108	障害者支援施設 臼田学園	福祉部	臼田学園
109	佐久中部地区農村環境改善センター	経済部	耕地林務課
110	佐久高等職業訓練校	経済部	商工振興課
111	サングリモ中込交流センター	経済部	商工振興課
112	野沢商店街コミュニティセンター	経済部	商工振興課
113	ワークテラス佐久（元：情報センター）	経済部	商工振興課
114	穂の香乃湯	経済部	観光課
115	道の駅ほっとば〜く・浅科	経済部	観光課
116	布施温泉	経済部	観光課
117	もちづき荘	経済部	観光課
118	ゆざわ荘	経済部	観光課
119	歴史の里であいの館	経済部	観光課
120	プラザ佐久	経済部	観光課
121	春日温泉スポーツ施設	経済部	観光課
122	平尾温泉みはらしの湯	経済部	観光課
123	道の駅ヘルシーテラス佐久南	経済部	観光課
124	佐久平駅前蓼科口広場	建設部	土木課
125	佐久平駅前浅間口広場	建設部	土木課
126	岩村田駅前広場	建設部	土木課
127	平尾山公園	建設部	公園緑地課
128	ミレニアムパーク	建設部	公園緑地課
129	駒場公園	建設部	公園緑地課

番号	施設名称	施設所管課	
130	その他公園	建設部	公園緑地課
131	市民交流ひろば	建設部	公園緑地課
132	うな沢第2最終処分場	環境部	生活環境課
133	佐久市下水道管理センター	環境部	下水道課
134	浅科浄化センター	環境部	下水道課
135	望月浄化センター	環境部	下水道課
136	春日浄化センター	環境部	下水道課
137	志賀処理施設	環境部	下水道課
138	南岩尾処理施設	環境部	下水道課
139	常和処理施設	環境部	下水道課
140	横根処理施設	環境部	下水道課
141	岸野処理施設	環境部	下水道課
142	北岩尾・落合処理施設	環境部	下水道課
143	上平尾処理施設	環境部	下水道課
144	平井処理施設	環境部	下水道課
145	藤巻処理施設	環境部	下水道課
146	布施処理施設	環境部	下水道課
146	国保浅間総合病院	浅間総合病院	総務課
147	岩村田小学校	学校教育部	教育施設課
148	佐久平浅間小学校	学校教育部	教育施設課
149	平根小学校	学校教育部	教育施設課
150	中佐都小学校	学校教育部	教育施設課
151	高瀬小学校	学校教育部	教育施設課
152	野沢小学校	学校教育部	教育施設課
153	泉小学校	学校教育部	教育施設課
154	岸野小学校	学校教育部	教育施設課
155	中込小学校	学校教育部	教育施設課
156	佐久城山小学校	学校教育部	教育施設課
157	東小学校	学校教育部	教育施設課
158	臼田小学校	学校教育部	教育施設課
159	田口小学校	学校教育部	教育施設課
160	切原小学校	学校教育部	教育施設課
161	青沼小学校	学校教育部	教育施設課
162	浅科小学校	学校教育部	教育施設課

番号	施設名称	施設所管課	
163	望月小学校	学校教育部	教育施設課
164	浅間中学校	学校教育部	教育施設課
165	野沢中学校	学校教育部	教育施設課
166	中込中学校	学校教育部	教育施設課
167	東中学校	学校教育部	教育施設課
168	臼田中学校	学校教育部	教育施設課
169	浅科中学校	学校教育部	教育施設課
170	望月中学校	学校教育部	教育施設課
171	南部給食センター	学校教育部	学校給食課
172	北部給食センター	学校教育部	学校給食課
173	臼田給食センター	学校教育部	学校給食課
174	浅科給食センター	学校教育部	学校給食課
175	望月給食センター	学校教育部	学校給食課
176	野沢会館	社会教育部	文化振興課
177	鎌倉彫記念館	社会教育部	文化振興課
178	コスモホール	社会教育部	文化振興課
179	臼田文化センター	社会教育部	文化振興課
180	交流文化館浅科	社会教育部	文化振興課
181	五郎兵衛記念館	社会教育部	文化振興課
182	天体観測施設	社会教育部	文化振興課
183	望月歴史民俗資料館	社会教育部	文化振興課
184	天来記念館	社会教育部	文化振興課
185	川村吾蔵記念館	社会教育部	文化振興課
186	佐久平交流センター	社会教育部	文化振興課
187	文化財事務所（駒場）	社会教育部	文化振興課
188	文化財事務所（志賀）	社会教育部	文化振興課
189	旧中込学校（資料館・管理棟含む）	社会教育部	文化振興課
190	中込倉庫（埋蔵文化財資料保管庫）	社会教育部	文化振興課
191	旧臼田町誌資料保管庫	社会教育部	文化振興課
192	龍岡城御台所	社会教育部	文化振興課
193	島崎藤村旧宅	社会教育部	文化振興課
194	旧大沢小学校保管庫	社会教育部	文化振興課
195	佐久市総合体育館	社会教育部	スポーツ課
196	県民佐久運動広場運動場	社会教育部	スポーツ課

番号	施設名称	施設所管課	
197	県民屋内ゲートボール場	社会教育部	スポーツ課
198	佐久市営武道館	社会教育部	スポーツ課
199	佐久市勤労者体育館	社会教育部	スポーツ課
200	千曲運動広場テニスコート	社会教育部	スポーツ課
201	千曲川スポーツ交流広場	社会教育部	スポーツ課
202	佐久市営グラウンド	社会教育部	スポーツ課
203	野沢体育センター	社会教育部	スポーツ課
204	浅間体育センター	社会教育部	スポーツ課
205	大沢地区社会体育館	社会教育部	スポーツ課
206	内山地区社会体育館	社会教育部	スポーツ課
207	東地区社会体育館	社会教育部	スポーツ課
207	鼻顔公園テニスコート	社会教育部	スポーツ課
208	臼田総合運動公園管理センター	社会教育部	スポーツ課
209	臼田運動公園宿泊棟	社会教育部	スポーツ課
210	臼田運動公園テニスコート	社会教育部	スポーツ課
211	臼田体育センター	社会教育部	スポーツ課
212	臼田武道館	社会教育部	スポーツ課
213	臼田弓道場	社会教育部	スポーツ課
214	臼田ふれあいゲートボール場	社会教育部	スポーツ課
215	浅科多目的屋内運動場	社会教育部	スポーツ課
216	浅科総合グラウンド	社会教育部	スポーツ課
217	御牧原台地グラウンド	社会教育部	スポーツ課
218	浅科柔剣道場	社会教育部	スポーツ課
219	石尊山マレットゴルフ場	社会教育部	スポーツ課
220	望月総合体育館	社会教育部	スポーツ課
221	望月総合グラウンド	社会教育部	スポーツ課
222	望月テニスコート	社会教育部	スポーツ課
223	望月屋内ゲートボール場	社会教育部	スポーツ課
224	本牧地区体育館	社会教育部	スポーツ課
225	布施地区体育館	社会教育部	スポーツ課
226	春日地区体育館	社会教育部	スポーツ課
227	洞源湖マレットゴルフ場	社会教育部	スポーツ課
228	佐久総合運動公園マレットゴルフ場	社会教育部	スポーツ課
229	佐久総合運動公園陸上競技場	社会教育部	スポーツ課

番号	施設名称	施設所管課	
230	浅間会館	社会教育部	中央公民館
231	中込会館	社会教育部	中央公民館
232	東会館	社会教育部	中央公民館
233	浅科会館	社会教育部	中央公民館
234	駒の里ふれあいセンター	社会教育部	中央公民館
235	市民創錬センター	社会教育部	中央公民館
236	中央図書館	社会教育部	中央図書館
237	サングリモ中込図書館	社会教育部	中央図書館
238	浅科図書館	社会教育部	中央図書館
239	望月図書館	社会教育部	中央図書館
240	臼田図書館	社会教育部	中央図書館
241	近代美術館	社会教育部	近代美術館
242	街路灯	建設部	土木課

●計画の改訂履歴

改訂年月日	改訂内容
平成31年(2019年) 3月	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス集計管理システムへの移行に伴う基準年度の温室効果ガス総排出量及び削減目標値の修正・削減目標達成に向けた取組の語句修正、取組の追加・用語解説の追加・対象組織の変更・対象施設の変更
令和5年(2023年) 3月	計画期間満了に伴う改訂